

定期監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項並びに三朝町監査委員条例（昭和 45 年条例第 2 号）第 2 条の規定に基づき、令和 3 年度定期監査を次のとおり実施したので、同法第 199 条第 9 項の規定により、その結果を公表します。

記

- 1 監査実施日 令和 3 年 1 1 月 1 6 日から 1 2 月 9 日のうち 1 0 日間
- 2 監査の報告 別紙のとおり

令和 3 年 1 2 月 2 7 日

三朝町監査委員 岸 田 昌 樹

三朝町監査委員 山 口 博

令和3年度定期監査報告書

1 監査を実施した日

令和3年11月16日から12月9日までのうちの10日間

2 監査対象事項

令和3年4月1日から令和3年9月30日までの期間における事務事業の執行状況のうち、

- (1) 令和3年度の一般会計、特別会計及び企業会計の予算の執行状況について
- (2) 令和3年度の町税及びその他税外収入金の調定とその収納の状況について
- (3) 令和3年度の当初予算に掲げた主要課題への取り組み状況について
- (4) 令和3年度予算にかかる各種契約の状況について

3 監査の所見

(1) 一般会計の歳入歳出予算の執行状況

一般会計の歳入歳出予算の執行状況は、第1表のとおりである。

第1表 令和3年一般会計予算執行状況

(歳入)

(単位：千円)

区 分	予算現額	調定額	収入済額	収入済額の割合		備考
				予算対比 (%)	調定対比 (%)	
町税	582,346	598,697	395,189	67.9	66.0	
地方譲与税及び 各種交付金等※	209,011	105,898	105,898	50.7	100.0	
地方交付税	2,422,156	1,689,899	1,689,899	69.8	100.0	
分担金及び負担金	20,941	416	443	2.1	106.5	
使用料及び手数料	231,065	30,902	19,514	8.4	63.1	
国・県支出金	1,538,597	295,183	268,743	17.5	91.0	
その他の収入	771,441	160,692	156,341	20.3	97.3	
町債	998,636	5,000	5,000	-	-	
歳入合計	6,774,193	2,886,687	2,641,027	39.0	91.5	

※自動車取得税交付金は令和3年度から。

(歳出)

(単位：千円)

区 分	予算現額	支出済額	予算対比 (%)	備考
議会費	80,004	40,854	51.1	
総務費	929,648	263,169	28.3	
民生費	1,429,005	404,136	28.3	
衛生費	282,256	111,910	39.6	
農林水産業費	592,225	110,866	18.7	
商工費	368,814	183,757	49.8	
土木費	435,296	44,462	10.2	
消防費	202,655	77,679	38.3	
教育費	674,664	234,286	34.7	
災害復旧費	799,564	16,195	2.0	
公債費	538,948	273,254	50.7	
諸支出金	426,367	80,000	18.8	
予備費	14,747	0	-	
歳出合計	6,774,193	1,840,568	27.2	

ア. 一般会計の予算現額合計の変遷について、令和3年度9月末予算現額6,774,193千円(A)、令和3年度当初予算現額5,550,000千円(B)、令和2年度9月末予算現額7,345,152千円(C)、令和2年度当初予算現額5,984,000千円(D)となっている。

令和3年度9月末予算現額と令和3年度当初予算額を比較すると1,224,193千円増加し、比率では22%((A)/(B))増加している。

令和3年度9月末予算現額と令和2年度9月末予算現額を比較すると、令和3年9月末では570,959円減少し、比率では7.8%減少((A)/(C))している。

令和3年度9月末予算現額の増加要因は7月豪雨災害に伴う災害復旧費等が主なものとなっている。

イ. 歳入合計において、収入済額の予算に対する割合は、前年度より3.7ポイント、過去5年間の平均より5.6ポイント下回り、39.0%の執行率となっている。

前年度との収入済額の予算に対する割合は、町税、地方譲与税及び各種交付金、方交付税、使用料及び手数料の収入で上回り、分担金負担金、国・県支出金、その他で下回っている。特徴として町税では前年度より7.9%ポイント増加し、67.9%となっている。町税として町民税95,582千円、固定資産税250,353千円、軽自動車税25,493千円、市町村たばこ税12,078千円、入湯税11,683千円となっている。

ウ. 歳出合計において、支出済額の予算に対する割合は、前年度より5.5ポイント、過去5年間の平均より4.5ポイント下回り、27.2%の執行率となっている。

前年度との支出済額の予算に対する割合は、衛生費、農林水産業費、商工費、教育費等は上回り、総務費、民生費、土木費、消防費、災害復旧費等は下回っている。

歳出の主なものは、三朝町の大型事業である情報通信基盤設備改修事業(F T T H方式化)、小学校施設整備事業、新型コロナウイルス感染症対策費(医療機関等支援交付金事業、新型コロナウイルス感染症予防経費、三朝温泉誘客キャンペーン事業、事業継続支援交付金、観光客減少対策支援事業等)については各課に広く影響が及んでいる。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が予想以上に長期化していることにより、中学生手作り訪仏事業、台中市石岡区との中学生相互交流事業を始め、集客や人の移動を伴う交流事業を中心に、各種事業の中止・延期・縮小等が昨年引き続き発生している。

(2) 各特別会計の予算の執行状況

各特別会計の予算の執行状況は、第2表のとおりである。

第2表 各特別会計予算執行状況

(単位：千円)

会計区分	予算現額 (A)	歳 入		歳 出		歳入歳出 差引額 (B) - (C)
		収入済額 (B)	予算対 比 (%) (B)/(A)	支出済額 (C)	予算対 比 (%) (C)/(A)	
国民健康保険	774,419	356,659	46.1	259,462	33.5	97,197
後期高齢者医療	92,710	28,378	30.6	29,685	32.0	△ 1,307
介護保険事業	1,218,536	530,422	43.5	432,510	35.5	97,912
簡易水道事業	76,942	14,249	18.5	27,450	35.7	△ 13,201
温泉配湯事業	18,479	9,014	48.8	5,463	29.6	3,551
下水道事業	396,799	92,978	23.4	117,229	29.5	△ 24,251
集落排水事業	121,080	9,753	8.1	45,819	37.8	△ 36,066
財 産 区	12,941	6,758	52.2	26	0.2	6,732

ア. 国民健康保険事業において、予算現額に対する収入済額の割合は前年度より0.6ポイント上回り46.1%、支出済額は1.9ポイント下回り33.5%となっている。

後期高齢者医療保険事業では、予算現額に対する収入済額の割合は前年度より7.1ポイント下回り30.6%、支出済額は7.1ポイント下回り32.0%となっている。

介護保険事業では、予算現額に対する収入済額の割合は前年度より1.7ポイント上回り43.5%、支出済額は0.4ポイント上回り35.5%となっている。

簡易水道事業では、予算現額に対する収入済額の割合は前年度より1.0ポイント下回り18.5%、支出済額は5.0ポイント上回り35.7%となっている。

温泉配湯事業では、予算現額に対する収入済額の割合は前年度より20.1ポイント下回り48.8%、支出済額は0.3ポイント下回り29.6%となっている。収入済額の執行率が高率なのは繰越金の処理によるものである。

下水道事業では、予算現額に対する収入済額の割合は前年度より10.2ポイント上回り23.4%、支出済額は2.5ポイント下回り29.5%となっている。

集落排水事業では、予算現額に対する収入済額の割合は前年度より0.3ポイント上回り8.1%、支出済額は4.0ポイント下回り37.8%となっている。収入済額の執行率が低いのは、予算現額に占める割合が大きい繰入金、町債等の未執行によるものである。

イ. 簡易水道事業、下水道事業、集落排水事業において、今年度からコンビニ収納システムが開始され住民の利便性の向上が図られている。

(3) 公営企業会計の予算の執行状況

公営企業会計の予算の執行状況は、第3表のとおりである。

第3表 公営企業会計予算執行状況（消費税を含む）

(単位：千円)

区分		収入			支出			収入支出 差引額
		予算現額	収入済額	予算対比 (%)	予算現額	支出済額	予算対比 (%)	
水道	収益的収支	118,000	57,497	48.7	137,338	52,958	38.6	4,539
	資本的収支	27,900	0	-	32,800	14,985	45.7	△ 14,985
国民宿舎	収益的収支	22,728	11,002	48.4	54,674	41,954	76.7	△ 30,952
	資本的収支	264,000	80,000	30.3	260,605	55,802	21.4	24,198

ア. 企業会計は前期（上半期）の決算であり、水道事業の収益的収支について、事業収益は前年度より5,160千円増加し、事業費用は6,202千円増加している。収入支出差引額では4,539千円の経常利益となっている。

資本的収支の収入予算現額は前年度より86,200千円減少し27,900千円となっており、企業債として計画されている。資本的収支の支出予算額現額は前年度より87,300千円減少し32,800千円で、建設改良費、企業債償還として45.7%執行されている。建設改良費では、配水管布設替工事（全3工区）が主なもので請負契約は締結されている。なお、有収率は69.9%となっている。

イ. 国民宿舎事業にあつては、指定管理者の運営が5年目の最終年度となっている。収益的収支の収入について、営業外収益の指定管理者納付金は11,000千円納付され全体の執行率は48.4%、収益的収支の支出は指定管理料及び減価償却費、企業債利息等により執行率は76.7%となっている。

資本的収支の収入では出資金が30.3%執行され、同支出では企業債償還金及び長期借入金償還など21.4%の執行割合となっている。企業債償還は令和4年3月が償還終期となっている。

ウ. 水道事業においても、今年度からコンビニ収納システムが開始され住民の利便

性の向上が図られている。

(4) 各会計の予算の執行状況

公営企業会計を除く一般会計及び特別会計を過去5年間の予算の執行状況と比較すると、一般会計の歳入・歳出及び簡易水道事業の歳入の執行率がやや低い状況にあるものの、概ね通常水準の執行状況であるといえる。

(5) 町税等の収納状況

ア. 一般会計に属する町税の収納状況は、第4表のとおりである。

第4表 町税等の収納状況

(単位:千円)

税目別	予算現額	調定額	収入済額	予算に対する収入率 (%)	調定に対する収入率 (%)	備考 (前年徴収率)
町民税	185,231	197,570	95,582	51.6	48.4	47.5%
町民税(個人)	172,881	189,384	87,976	50.9	46.5	45.5%
現年度分	171,299	185,863	87,008	50.8	46.8	45.9%
滞納繰越分	1,582	3,521	968	61.2	27.5	25.0%
町民税(法人)	12,350	8,186	7,606	61.6	92.9	96.2%
現年度分	11,845	7,931	7,351	62.1	92.7	96.2%
滞納繰越分	505	255	255	50.5	100.0	-
固定資産税	326,996	350,509	250,353	76.6	71.4	64.3%
純固定資産税	318,730	342,243	242,087	76.0	70.7	63.5%
現年度分	271,671	286,574	222,160	81.8	77.5	65.3%
滞納繰越分	47,059	55,669	19,927	42.3	35.8	8.7%
国有資産等所在 市町村交付金	8,266	8,266	8,266	100.0	100.0	100.0%
軽自動車税	26,038	26,856	25,493	97.9	94.9	97.3%
種別割※	24,937	26,109	24,838	99.6	95.1	97.6%
滞納繰越分	32	163	71	221.9	43.6	37.9%
軽自動車税 環境性能割	1,069	584	584	54.6	100.0	100.0%
市町村たばこ税	22,511	12,078	12,078	53.7	100.0	100.0%
入湯税	21,570	11,683	11,683	54.2	100.0	98.4%
合計	582,346	598,696	395,189	67.9	66.0	61.5%

(ア) 町税全体の9月末の調定額に対する収入率は前年度より4.5ポイント増加し66.0%の収入率となっている。前年度の調定額と比較して町民税、固定資産税は減額で、軽自動車税、市町村たばこ税及び入湯税は増額となっている。

入湯税について、令和2年度9月末調定額は8,739千円、令和3年度9月末調定額は11,683千円となっている。新型コロナウイルス感染症の影響は今年度も続いているものの、影響が非常に大きかった前年度と比較すると2,944千円増額となり、比率では34%の増加率である。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、昨年度、固定資産税の納税猶予の申請が行われ、今年度順次納付されている。

(イ) 滞納繰越分の9月末の収入未済額合計は38,387千円（前年度13,686千円）となっており、前年度より24,701千円未納が拡大しているが、要因として固定資産税の納税猶予があげられる。

イ. 特別会計に属する税等の収納状況は、第5表のとおりである。

第5表 特別会計の税等の収納状況

(単位:千円)

税目別	予算現額	調定額	収入済額	予算に対する収入率 (%)	調定に対する収入率 (%)	備考 (前年徴収率)
国民健康保険税	120,730	126,158	61,022	50.5	48.4	47.8%
現年度分	116,230	114,085	59,126	50.9	51.8	51.1%
滞納繰越分	4,500	12,073	1,896	42.1	15.7	15.7%
介護保険料	186,919	188,023	94,227	50.4	50.1	51.1%
現年度分	186,419	185,894	93,611	50.2	50.4	51.3%
滞納繰越分	500	2,129	616	123.2	28.9	26.1%
後期高齢者医療保険料	58,796	57,237	27,971	47.6	48.9	49.9%
現年度分	58,776	56,949	27,729	47.2	48.7	9.8%
滞納繰越分	20	288	242	1210.0	84.0	100.0%

(ア) 特別会計の調定に対する収入率について、国民健康保険税は前年度より0.6ポイント増加し48.4%、介護保険料は1ポイント前年度より下回り50.1%、後期高齢者医療保険料は1ポイント前年度より下回り48.9%となっている。

(イ) 国民健康保険税滞納繰越分調定額は前年度より 446 千円減少し、徴収率は前年度と同率の 15.7%。介護保険料滞納繰越分調定額は前年度より 546 千円増加し、徴収率は 2.8 ポイント上がり 28.9%。後期高齢者医療保険料滞納繰越分調定額は前年度より 183 千円増加し、徴収率は 16 ポイント下がり 84%となっている。

前年度より滞納繰越分調定額が下回る姿勢で縮減に努めていただきたい。

(6) 使用料等の税外収入金の収納状況

税外収入金の収納状況は、第 6 表のとおりである。

第 6 表 税外収入金の収納状況

(単位：千円)

区 分	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	予算に対する収入率 (C)/(A) %	調定に対する収入率 (C)/(B) %	備考 (前年度調定に対する収入率)
保育所保育料						
現年分	6,523	2,270	2,357	36.1	103.8	50.0%
滞納分	200	0	30	0	0	3.7%
学童クラブ保育料						
現年分	2,478	857	615	24.8	71.8	100.0%
滞納分	8	0	4	50.0	0	100.0%
公営住宅使用料						
現年分	17,853	17,853	7,322	41.0	41.0	41.8%
滞納分	162	162	91	56.2	56.2	46.8%
道路使用料	1,010	1,050	1,047	103.7	99.7	100.0%
簡易水道使用料						
現年分	18,513	9,295	9,144	49.4	98.4	98.6%
滞納分	255	1,467	120	47.1	8.2	11.2%
温泉配湯使用料						
現年分	14,539	7,002	6,134	42.2	87.6	89.5%
下水道使用料						
現年分	118,625	60,581	59,184	49.9	97.7	96.8%
滞納分	1,419	6,671	487	34.3	7.3	18.7%
下水道負担金						
現年分	328	485	485	147.9	100.0	100.0%
滞納分	0	3,514	0	0	0	0.0%
集落排水使用料						
現年分	19,631	9,658	9,555	48.7	98.9	99.2%
滞納分	92	628	114	123.9	18.2	19.0%
上水道使用料						
給水使用料	95,797	48,875	46,732	48.8	95.6	94.2%

ア. 滞納分調定額について、前年度より減少となっている。税外収入金（上水道使用料除く）の滞納分について、全体の収入未済額（B）-（C）は11,596千円（前年度13,324千円）で、収入率は6.8%となっている。

下水道負担金滞納分について、全額収入未済額であり解消に向け適切な処理が望まれる。

（7） 令和3年9月末公金残高金額について

ア. 令和3年9月末の公金の残高金額について、令和3年10月例月出納検査の「現金管理の状況」（指定金融機関発行分）と、定期監査資料の一般会計及び特別会計それぞれの歳入から歳出を差引いた千円単位の合計金額は一致していることを確認した。また企業会計の水道事業並びに国民宿舎事業の指定金融機関発行の残高証明書の金額と各業務状況報告書の現金預金は一致していることを確認した。

（8） 主要課題とその取り組み状況について

ア. 主な事業など（事業名等の後が進捗率）

総務課 庁舎環境整備 100%、男女共同参画推進事業 50%。

危機管理局 防犯灯設置事業補助金 50%、空き家等撤去費助成事業 80%、防災専門員設置費 0%、コミュニティ助成事業（消防備品購入費）80%、防災基盤整備事業（防火水槽新設、改修）50%。

財政課 地方公会計業務 50%、国民宿舎への出資金 30%、e-misasa エリアネットワーク管理費 50%。

町民課 軽自動車税環境性能割徴収取扱費 100%、固定資産評価業務 50%、税務事務電算処理委託費 50%、社会保障・税番号制度関係事業費 50%、鳥取中部ふるさと広域連合負担金（火葬場費、塵芥処理費、し尿処理費）50%、すこやか乳幼児家庭保育応援事業 50%、障がい児保育事業 50%、児童手当 33%。

健康福祉課 予防接種費 50%、妊産婦・乳幼児健康診査費 50%、三朝町ネウボラ事業 50%、がん早期発見推進事業 80%、心豊かな食育事業 50%、健康診査費 50%、心身障害者等通院交通費助成金 50%、障害者等グループホーム事業 50%、日中一時支援事業 50%、放課後等デイサービス事業 50%、長寿者訪問事業 100%、外出支援サービス事業委託費 50%、高齢者交通費助成事業 50%、特別医療対策費（県・町）50%。

建設水道課 地域共同施設維持管理費支援事業（3集落）24%、町道整備事業 0%、橋梁補修 14%、道路メンテナンス事業 0%、補助災害復旧事業（農地・農業用施設）30%、農業農村整備事業費 0%、補助災害復旧事業（農地、農業用施設、林道）0%。

農林課 多面的機能支払交付金事業 50%、新規就農者総合支援事業 50%、三朝の特産物振興加速化プロジェクト 40%、地域おこし協力隊事業（農業分野）0%、

中山間地域等直接支払交付金事業 50%、鳥獣被害防止総合対策事業(国事業) 50%、ナラ枯れ被害対策費 20%、林業労働者福祉向上対策事業補助金 50%、未来につながる森づくり事業 50%。

農業委員会 農地中間管理集積支援事業 50%。

企画課 情報通信基盤設備改修事業（F T T H方式化）50%、地域おこし協力隊（情報発信分野）50%、集落公民館建設等補助金 50%、バス運行対策費補助金 0%、公共交通再編実施事業50%、バス停留所整備事業50%、みささする実践交付金50%。

観光交流課 移住定住促進事業 50%、ふるさと応援寄付金特別経費（寄附金 16,293 千円）30%、小鹿溪活用計画整備事業 50%、キュリー広場再整備事業 50%、キュリー祭開催補助金 100%（一部のイベント実施）、観光客減少支援費 100%、三朝町ふるさと応援基金積立金 50%。

文化ホール M O C 運営補助金 0%。

教育総務課 教育 I C T 学びの充実推進事業 60%、学校運営支援員配置事業 50%、高校生等遠距離通学費補助金 60%、特別支援教育費 50%、小学校遠距離通学費補助金 33%、小学校 G I G A スクール構想整備費 50%、中学校運動部活動外部指導員派遣事業 50%、外国語指導助手活動費 50%、中学校 G I G A スクール構想整備費 50%。

社会教育課 人権教育講座（5 講座）30%、人権教育推進員設置事業 50%、三朝町スポーツ少年団補助金 50%、東京 2020 オリンピック・パラリンピック聖火リレー実施事業 100%、名勝及び史跡三徳山史跡等買上げ事業 20%、町指定文化財保存保護事業補助金 0%、単独災害復旧事業（陸上競技場）0%。

図書館 図書等整備事業 51%、図書館施設及び移動図書館車の維持管理費 35%。

簡易水道事業 公営企業会計移行事業 0%、簡易水道改良事業 14.4%、水道管移転補償工事 0%。

下水道事業 公共下水修繕管理費 21.5%、管更正工事 0%

集落排水処理事業 農業集落排水処理施設修繕費 35.4%、資産調査・評価業務 0%。

水道事業会計 配水管布設替工事 93%。

国民宿舎事業 事業費用 60%（指定管理料、減価償却費、企業債等利息）。

イ. 新型コロナウイルス感染症の影響があった事業等について

鳥取県消防学校派遣経費中止、消防大学校派遣経費見送り、三朝町・東伯郡・鳥取県消防操法大会中止、食でつながる三朝ファン獲得事業（多賀町、城陽市）中止、キュリー祭（式典・集客イベント）中止、国内交流都市観光客誘致対策事業中止（多賀ふるさと市、城陽産業まつり、大洗あんこう祭）、中学生手作り訪仏事業中止、台中市石岡区との中学生相互交流事業中止、中部駅伝中止、郡民スポーツ祭中止、春季体育事業中止などとなっている。

ウ. 令和3年7月豪雨災害復旧事業について

7月に起きた豪雨により、町内全域に多くの被害が発生し、農地、農業用施設、道路（林道・町道）、河川、体育施設ほか復旧に係る事業が計画され、9月末現在では緊急対応以外は、準備中の段階のものが殆どであるが、順次実施予定となっている。

(9) 契約の状況について

ア. 定期監査の契約調査表について、一般会計（明許繰越、災害復旧工事（一部）、変更契約等除く）では344件の提出があり、昨年度と比較すると約90件増えており、7月豪雨災害に伴う緊急対応やストックマネジメントに基づく町営住宅の修繕等が主な要因である。競争入札件数と随意契約件数の割合は競争入札27%、随意契約等73%となっている。

イ. 一般会計の工事、業務、備品購入等の競争入札に伴う予定価格と落札金額の差はおよそ40,223千円となっている。契約の主なものとして、三朝町住民ネットワーク光化事業整備工事124,300千円、高勢地区多目的ホール新築及び公民館改修工事82,390千円、町営住宅徳本団地改修工事22,407千円、三朝小学校実施設計業務155,100千円などとなっている。

ウ. 随意契約は地方自治法施行令167条の2及び三朝町会計規則等に規定されており、逸脱しないよう留意されたい。

(10) まとめ

一般会計の総額は、令和2年度に情報通信基盤設備改修事業として全町への光ケーブル網敷設替えという事業の主要工事が終わり、令和3年度は各戸の接続工事に移行したことで事業規模が大きく縮小したことにより予算額が大きく減額していたが、7月豪雨災害により災害復旧費が増額となっている状況を確認した。

事業の進捗については、昨年からの新型コロナウイルス感染症の影響が、予想以上に長期化しており、今年度も各種事業の中止、縮小を余儀なくされている状況はあるものの、事務事業は概ね順調に執行されている。

定期監査をおこなったなかでの気づきを少しあげたので、今後の参考としていただきたい。

ア. 今年度から取り組みを開始した町税（町民税・固定資産税・軽自動車税）、国民健康保険税、使用料（上水道・簡易水道・下水道・集落排水）のコンビニ収納は、当初の想定を上回る利用実績が上がっている。今後も町民の利便性の向上と併せて各種徴収率の向上への工夫を継続されたい。

イ. 随意契約については、250 件中 229 件(92%)が予定価格での契約額(計 242,029 千円)となっている。事務システムなど単年で変更できない契約、事業者が限定される契約、新規であっても緊急対応が求められる契約など多様な背景はあるが、提出された見積金額で安易に契約することなく、参考見積を徴取するなどしての価格の検証や、新たな事業参入業者の調査にも努められたい。また、随意契約を必要とする理由が、各規則に基づいた適切な契約理由が明示されていることを再確認されたい。

ウ. 防災専門員を今年度採用出来なかった状況がある。今後この状況が継続することは、当該専門員の町としての必要性が疑問視されることとなる。次年度当初採用に向け確実な準備を進められたい。

また、農業部門の地域おこし協力隊は、ここ数年間応募者が無く採用に至っていない。募集方法や情報発信、活動内容や支援体制の問題なのか等、応募が無い原因を究明し、1 日も早い応募・採用と繋がるような対応に努めていただきたい。

エ. 国民宿舎ブランナールみささは、指定管理期間 5 年の最終年である。指定当初の社会・経済状況がコロナ禍により大きく変わり、事業経営に影響を及ぼしている状況にもあるが、指定管理者と十分な協議、調整を行い、令和 4 年度以降の方向性を示す必要がある。令和 3 年度も残り少なくなっているので早急な対応を求めたい。

オ. 10 月から開始した有償運送運行事業(みささサンサンバス)においては、利用者からの意見を細かく検証し、町民に広く利用される事業となるよう鋭意改善に努められたい。また、高齢者や奥部集落住民が買い物難民とならないように、中山間地域買物支援事業等との連携も併せて検討を進め、町全体の交通体制、住み続けられる地域となるように総合的な体制構築を整えられたい。

カ. イノシシやシカを始めとする野生動物による被害は、農作物の被害に留まらず水路や農道にも被害が拡大している。鳥獣被害防止対策事業において、町として手厚い支援が制度化されており、継続は基より有効に活用されるよう町民への周知啓発に努められたい。

キ. 地域協議会の活動支援としての地域協議会パワーアップ交付金については、全地域協議会が一律、一括での交付ではなく、各地域協議会の実情、必要に応じた交付となり地域づくりの活性化へと繋がるような制度見直しについて地域協議会と協議、検討を行われたい。

ク．コミュニティー・スクール推進事業においては、従前からある各種委員会（支援委員会・評価委員会等）との関連や差異を分かり易く説明し住民の理解を得ると共に、地域と学校が一体となって子供たちの健全育成に関わる推進体制の構築に努められたい。